

## 相 談 事 例

ID： 04-02-015

### 相談タイトル

高齢になり所有する不動産の今後の処分方法について

### Q：ご相談内容

高齢になってきて、現在所有している不動産（土地・建物）について、どのように処分したら良いのか。相続人はいるが、所在地があまり利便性の良い場所ではないため、相続放棄されてしまうことも考えられる。今現在、売却しようとしてもおそらく売れないのではないかとと思われる。誰も引き取り手が無い土地・建物はどうになってしまうのか。このようなことを相談するのは何処に行けば良いのか。

### A：回答

相談者の方が、「方針」「考え」をお持ちで、個別にそのことについて聞かれるのであれば、それぞれ専門の機関（業種）をご案内出来ますが、トータルに各ケースの場合というような相談となると、法的な扱いもありますので弁護士等に尋ねていただくのが良いと考えます。単に生前に売却を考えると言うことだと、不動産業者に相談していただくことになりますが、例えば、リースバックと言われるような売却しても住み続ける場合などは、取扱いを行っている不動産会社や金融機関に相談されたりする必要があります。最近では、相続登記が義務化されたり、相続財産（不動産）の国庫への帰属制度が出来たりしていますので、それらの制度を含めトータルに相談したい場合は、やはり弁護士や司法書士に聞いていただくことになります。